

寒川町行政連絡会議（令和7年4月会議） 次第

日時：令和7年4月18日（金）
午後0時30分から
場所：町民センター3階 講義室

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 町議会議長あいさつ

4. 職員等紹介

参考資料：寒川町職員名簿・寒川町議会議員名簿等 …………… 資料番号1

5. 議 題

※ 議題に入る前に自治会長連絡協議会の議題（1）を説明します。

（1）町民安全課からの依頼事項等

- ① 寒川町自主防災組織活動等補助金について …………… 資料番号2
- ② 全国瞬時警報システム（Jアラート）試験放送の
スケジュールについて …………… 資料番号3
- ③ 令和7年度防犯灯設置要望について …………… 資料番号4
- ④ 防犯協会分担金について …………… 資料番号5
- ⑤ 寒川町交通指導員の推薦依頼について …………… 資料番号6

（2）赤十字会員増強運動について …………… 資料番号7 （福祉課）

（3）環境課からの依頼事項等

- ① 第52回さむかわまちぐるみ美化運動のごみ袋必要枚数について } 資料番号8
- ② 環境美化活動について }
- ③ ごみ等の収集方法に係る変更点の回覧での周知について …………… 資料番号9

（4）道路反射鏡の設置要望について …………… 資料番号10 （道路課）

(5) 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた …………… 資料番号 1 1
町民満足度調査の回覧依頼について
(都市計画課)

(6) 町民協働課からの依頼事項等

① 令和 7 年度自治会関係会議及び行事等の予定について …………… 資料番号 1 2

② 勤務先への行政連絡会議・自治会活動協力依頼文書の発出 …………… 資料番号 1 3
について

③ 令和 6 年度自治会活動交付金実績報告の提出依頼について …………… 資料番号 1 4

5. その他

・寒川町地域担当職員制度について …………… 資料番号 1 5

6. 閉会

寒川町職員名簿（令和7年4月1日現在）

寒川町役場

〒253-0196 寒川町宮山165番地

代表電話番号（74）1111

【特別職】

役職等	氏名	内線番号	備考
町長	木村 俊雄	200	
副町長	深澤 文武	202	
教育長	大川 勝徳	500	

【部長級】

役職等	氏名	内線番号	備考
町長室	野崎 誠	280	
町長室担当参事	皆川 建司	380	
企画部長	青木 裕昭	204	
総務部長	三橋 義明	203	
町民部長	菊地 高志	701	
子ども育成部	宮崎 彰夫	102	
健康福祉部長	小林 正直	101	
環境経済部長	原田 健一	702	
都市建設部長	畠山 学	300	
教育次長	高橋 陽一	501	
議会事務局長	大川 修	302	

【自治会関係等担当課：町民協働課】

役職等	氏名	内線番号	備考
課長	芝崎 雅恵	720	
協働推進担当	主査	飯塚 敦子	721 722
		池田 雅之	
		花上 純平	
		榊原 優風	
		中村 忠司	

※ 網掛けは変更となった箇所です。

寒川町議会議員名簿

議席 番号	氏 名	住 所	生年月日	職 業	所属政党 (会派名)	電話番号
1	福岡 正也 (ふくおか まさや)	宮山	S55.12.22	会社員	無所属 (大志会)	
2	山上 秀樹 (やまがみ ひでき)	岡田	S35.10.16	無職	無所属 (大志会)	
3	青木 博 (あおき ひろし)	一之宮	S38.5.14	党地区委員	日本共産党 (日本共産党)	
5	山田 政博 (やまだ まさひろ)	倉見	S39.4.25	党地区委員	日本共産党 (日本共産党)	
6	佐藤 一夫 (さとう かずお)	岡田	S38.4.20	会社員	無所属 (大志会)	
7	茂内 久代 (しげない ひさよ)	一之宮	S48.5.22	会社役員	立憲民主党 (大志会)	
8	廣田 淳生 (ひろた あつお)	一之宮	S37.6.30	無職	無所属 (フォーラム寒川)	
10	柳田 遊 (やなぎだ ゆう)	一之宮	S58.4.7	代表社員	無所属 (フォーラム寒川)	
11	馬谷原 光織 (まやはら みつおり)	宮山	S49.4.7	農業	無所属 (フォーラム寒川)	
12	小泉 秀輔 (こいずみしゅうすけ)	宮山	S53.8.2	政党役員	立憲民主党 (大志会)	
13	橋本 修一 (はしもと しゅういち)	一之宮	S43.7.22	福祉施設 職員	幸福実現党	
14	杉崎 隆之 (すぎさき たかゆき)	小谷	S40.2.25	会社代表	自由民主党 (自由民主党)	
15	横手 旭 (よこて あきら)	一之宮	S42.8.8	マーケティング プランナー	自由民主党 (自由民主党)	
16	吉田 悟朗 (よしだ ごろう)	一之宮	S62.8.7	無職	無所属 (さむかわ未来会議)	
17	太田 真奈美 (おおた まなみ)	岡田	S39.5.1	政党役員	公明党 (公明党)	
18	黒沢 善行 (くろさわ よしゆき)	宮山	S39.4.6	政党役員	公明党 (公明党)	
19	関口 光男 (せきぐち みつお)	倉見	S22.9.25	政党役員	公明党 (公明党)	
20	岸本 優 (きしもと ゆう)	倉見	S49.6.5	会社員	無所属 (さむかわ未来会議)	

寒川町議国会派別名簿

令和7年2月28日現在

会派名	代表者	構成員	控室
自由民主党	横手 旭	杉崎 隆之	第1議員控室 (内線362)
大志会	山上 秀樹	福岡 正也 佐藤 一夫 茂内 久代 小泉 秀輔	第2議員控室 (内線363)
フォーラム寒川	柳田 遊	廣田 淳生 馬谷原 光織	第3議員控室 (内線364)
日本共産党	山田 政博	青木 博	第4議員控室 (内線365)
公明党	太田 真奈美	黒沢 善行 関口 光男	第5議員控室 (内線366)
さむかわ未来会議	吉田 悟朗	岸本 優	第6議員控室 (内線367)

会派に属さない議員	橋本 修一	第1議員控室 (内線361)
-----------	-------	-------------------

寒川町議会役員名簿

令和7年3月11日現在

議 長	岸本 優	副 議 長	山上 秀樹
-----	------	-------	-------

監査委員	柳田 遊
------	------

1 常任委員会 ◎ 委員長 ○ 副委員長

総務常任委員会	◎佐藤 一夫	○小泉 秀輔	山田 政博	橋本 修一	太田 真奈美	岸本 優
	茂内 久代	廣田 淳生	横手 旭	関口 光男		
文教福祉常任委員会	◎黒沢 善行	○青木 博	山上 秀樹	馬谷原 光織	横手 旭	吉田 悟朗
	福岡 正也	山田 政博	橋本 修一	太田 真奈美		
建設経済常任委員会	◎杉崎 隆之	○茂内 久代	福岡 正也	廣田 淳生	柳田 遊	関口 光男
	青木 博	馬谷原 光織	小泉 秀輔	吉田 悟朗		

2 特別委員会 ◎ 委員長 ○ 副委員長

都市未来拠点・ 新幹線新駅 対策特別委員会	◎関口 光男	○福岡 正也	青木 博	佐藤 一夫	廣田 淳生	小泉 秀輔
	杉崎 隆之	太田 真奈美				
公共施設再編整備 対策特別委員会	◎横手 旭	○橋本 修一	山上 秀樹	山田 政博	茂内 久代	柳田 遊
	馬谷原 光織	吉田 悟朗	黒沢 善行			

3 議会運営委員会 ◎ 委員長 ○ 副委員長

議会運営委員会	◎太田 真奈美	○吉田 悟朗	山上 秀樹	山田 政博	茂内 久代	柳田 遊
	横手 旭					

4 議会選出委員

国民健康保険運営協議会委員	山田 政博	馬谷原 光織	吉田 悟朗
青少年問題協議会委員	茂内 久代	橋本 修一	
下水道運営審議会委員	青木 博	小泉 秀輔	横手 旭
社会福祉協議会理事	黒沢 善行		
都市計画審議会委員	福岡 正也	佐藤 一夫	廣田 淳生

○寒川町自主防災組織活動等補助金交付要綱

平成24年4月1日

改正 平成29年4月1日

平成31年4月16日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が行う自主防災組織活動等に対し、補助金を交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 自治会を中心に地域住民が協力し、かつ、連携し、その地域の防災対策を確立するため活動する組織で、町長へ自主防災組織結成(変更)届出書(第1号様式)を提出した組織
- (2) 防災資機材 自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表第1に掲げる物品
- (3) 自主防災組織活動等 防災資機材の購入及び修繕、防災訓練その他これらに類する活動として町長が認める活動
- (4) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士資格を取得した者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とし、各自主防災組織ごとに毎年度1回を限度として交付する。

- (1) 自主防災組織活動等に要した額の2分の1に相当する額

(2) 自主防災組織の構成世帯数(補助金の交付を受けようとする年の前年度の7月1日現在)に100円を乗じた額に、10万円を加えた額

- 2 前項に規定する補助のほか、予算の範囲内で防災士資格取得に要した費用(別表第2に掲げる費用に限る。)を補助する。
- 3 第1項の規定により算定した金額に、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、自主防災組織活動等補助金交付申請書(第2号様式)に見積書等を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請(前条第1項の規定による補助金の交付を受けようとする場合に限る。)に係る年度において防災訓練を実施することとする。
- 3 第1項の場合において、防災資機材を収納する倉庫又は収納庫を購入するときは、設置する土地の所有者の承諾書の写しを添えなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定して、自主防災組織活動等補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(完了検査等)

第6条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、防災訓練及び防災資機材の購入若しくは修繕又は防災士資格の取得が完了したときは、速やかに自主防災組織活動等事業完了届(第4号様式)に次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 防災資機材の購入又は修繕 経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し

- (2) 防災訓練等 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (3) 防災士資格の取得 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し、及び防災士証又は防災士認証状の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの
(補助金の交付時期)

第7条 町長は、前条の規定による検査により、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(資機材の管理義務)

第8条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、補助金に係る防災資機材について善良な管理をもって使用しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 購入又は修繕した防災資機材を防災活動以外の目的で使用しているとき。
- (2) 補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月16日)

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

用途	物品の内容
情報伝達	トランシーバー、ラジオ、メガフォン
初期消火	消火器、組立型水槽、バケツ、その他初期消火に必要な物品
救助	バール、スコップ、ノコギリ、ヘルメット、発電機、投光機、チェーンソー、ジャッキ、はしご、ロープ、その他救助に必要な物品
救護	担架、救急医療セット、リヤカー、その他救護に必要な物品
給食・給水	鍋、釜、かまど、ろ水機、給水タンク、バケツ、ガスコンロ、非常食(5年以上保存できるものに限る。)、保存水(5年以上保存できるものに限る。)、その他給食・給水に必要な物品
避難生活	テント、防水シート、簡易トイレ、毛布、間仕切り、暖房器具、懐中電灯(ラジオ及び携帯電話充電機能を有するものに限る。)、その他避難生活に必要な物品
訓練・講習会	プロジェクター、ビブス、啓発物品、会場使用料、訓練等に伴う消耗品、炊き出し訓練用食材(弁当代等の購入費は除く。)、講師謝礼、地域リーダー養成研修等研修会参会費、その他訓練等に必要な物品
その他	防災備蓄倉庫、収納庫

備考 上記の物品のほか、特に町長が必要と認めた物品は補助対象とする。

別表第2(第3条関係)

用途	内容
防災士資格取得費用	研修講座受講料及び教本代、資格取得試験受講料、認証登録料

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）寒 川 町 長

自治会長住所

自治会長名

自主防災組織結成（変更）届出書

次のとおり自主防災組織を結成（変更）したので、届出いたします。

1 組織名 _____

2 代表者 住 所 _____

氏 名 _____

3 結成（変更）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 変更内容（変更の場合のみ記入）

変更前 構成人員 _____ 名

変更後 構成人員 _____ 名

5 添付書類

・構成員名簿

第2号様式（第4条関係）

自主防災組織活動等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）寒 川 町 長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

電 話 （ ）

寒川町自主防災組織活動等補助金の交付を受けたいので、自主防災組織活動等補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （1）補助対象経費に係る見積書
- （2）防災訓練等を実施する旨の書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

自主防災組織活動等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

自治会自主防災組織代表者

様

寒川町長

次のとおり決定したので通知します。

- | 1 決定区分 | 交 付 | 不交付 |
|---------------|--|-----|
| 2 補助金の交付決定事業費 | | 円 |
| 3 補助金の交付決定額 | | 円 |
| 4 交付の条件 | 購入した防災資機材を防災活動以外での使用及び他
団体等への交付はしないこと | |

第4号様式（第6条関係）

自主防災組織活動等事業完了届

年 月 日

（宛先）寒 川 町 長

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

電 話 （ ）

次のとおり届け出ます。

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 補助金の交付決定事業費 円
- 3 補助金の交付決定額 円
- 4 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合・労働金庫
本・支店名	本店・支店・支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	()
口座名義	フリガナ

5 添付書類

経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し

その他町長が必要と認めるもの

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

自主防災組織活動等補助金に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、今後発生が危惧される地震災害等による被害の軽減を図るため、自主防災組織に備える防災資機材、非常食を効率的に配備し、地域防災力の充実強化を目的としています。

2 自主防災組織単位での資機材適正配備

災害時、自主防災組織には、公助の手が入るまでの間、隣近所の助け合い、組織での救出、救護、初期消火の活動が期待されています。地域での活動に使用する防災資機材、非常食等を選定し、計画的に備え適正に管理することが必要です。

3 防災資機材等の種類

自主防災組織活動等補助金交付要綱の別表第1、2に掲げる物品等は、下記の活動を目的としています。

【別表第1】

- ① 情報伝達
災害時に地域内の被災状況や情報収集、伝達に地域等で使用。
- ② 初期消火
災害時に発生する、建物火災を初期段階で消火し被害の軽減を図るため使用。
- ③ 救助・救護
災害時建物の下敷き等の負傷者、要救助者の救出、負傷者の応急処置等に使用。なお、資機材の中で発動機等の燃料（ガソリン・軽油・灯油・ガス）取扱いは、火災予防条例に基づく届出等が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
- ④ 給食・給水
災害時に地域内の一時避難場所等で実施する炊き出しに使用する資機材や、配布する非常食、飲料水等で5年以上の保存ができるもの。
- ⑤ 避難生活
避難所等で使用する簡易トイレ、テント、毛布、間仕切り等の避難生活で使用。
- ⑥ 訓練・講習会
自主防災組織が実施する防災訓練時にかかる費用のうち、応急手当、避難、救出、初期消火、炊き出し訓練等の材料（弁当やお茶等の経費は除く）、研修会等で使用する資機材、また会場使用料、講師謝礼、地域リーダー養成費用等となります。

【別表第2】

地域の防災力を強化するには、意識と知識を有し、防災に関する指導等を担う防災士の育成が重要となります。防災士資格取得に要する費用のうち、研修講座受講料及び教本代、資格取得試験受講料、認証登録料を補助します。

4 防災資機材配備目標

防災資機材の適正な備えは、各自治会組織の規模等により変わってきます。地域の実情に合わせて配備してください。

5 配備済みの機材について

既に配備済みの資機材については、適正に管理がされていると思いますが、経過年数が長く修繕を繰り返している資機材については、年度計画をたて、順次更新する様にしてください。また、非常食についても同様に保存期限切れに注意して、期限内に訓練等で使用する様にしてください。

※棚卸後、別紙「災害応急対策用備蓄資機材一覧表」を入力して随時提出してください。

6 収納庫・倉庫について

資機材の適正管理には、倉庫・収納庫等が欠かせませんが、倉庫等を設置する場合には、建築基準法等の規制がありますので十分に検討してください。なお、確認申請等は全て自主防災組織等（自治会）で行っていただくことになりますのでご承知おきください。

7 補助金交付のながれ

補助金の交付申請から補助金振込、事業完了までの流れは別紙のとおりです。また、要綱第4条の規定により地域での防災訓練を実施しない自主防災組織は補助の対象となりませんので注意してください。 ※防災士資格取得費補助は除きます

8 その他

いざというとき防災資機材を扱うには、日常の整備や、使用訓練が必要です。随時町民安全課に申込みいただければ、訓練等にて対応させていただきますので、宜しくお願いします。

●補助金額の計算例

要綱第3条（補助金の額等）

- ・対象：自主防災組織につき資機材について毎年度一回限りで、自主防災訓練を実施する自治会。
- ・補助金額：防災資機材等購入費の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨て）
と補助限度額を比較して少ない額＋防災士資格取得費用

※補助限度額＝基本額100,000円＋（世帯数×100円）

※世帯数は、「世帯数と補助限度額」をご確認ください。

例ア) 構成世帯300世帯の自主防災組織が、防災資機材費と防災訓練での経費合計9万円、防災士資格取得費用61,900円を支出した場合

・防災資機材費

（補助限度額）

$$100,000円 + (300世帯 \times 100円) = 130,000円$$

（補助金対象事業費）

$$資機材等購入額90,000円 \times 1/2 = 45,000円$$

よって、少ない額の45,000円が補助金交付額・・・①

・防災士資格取得費用61,900円・・・②

補助金交付合計額

$$\text{①} + \text{②} = 106,900円$$

例イ) 構成世帯300世帯の自主防災組織が、防災資機材費と防災訓練での経費合計30万円、防災士資格取得費用61,900円を支出した場合

・防災資機材費

（補助限度額）

$$100,000円 + (300世帯 \times 100円) = 130,000円$$

（補助金対象事業費）

$$資機材等購入額300,000円 \times 1/2 = 150,000円$$

よって、少ない額の130,000円が補助金交付額・・・①

・防災士資格取得費用61,900円・・・②

補助金交付合計額

$$\text{①} + \text{②} = 191,900円$$

防災組織活動等補助金交付金申請のながれ

各地域 22 自主防災組織

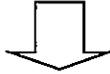
【事業の計画】

- ・要綱別表第1、第2の資機材等を参考に事業を検討
- ・防災訓練内容の検討
目安：5月～10月



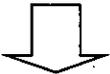
【交付申請書の作成】

- ・自主防災組織活動等補助金交付申請書(第2号様式) ※要綱第4条
目安：6月～12月



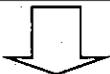
【事業の実施】

- ・交付決定通知に基づき防災資機材、非常食の購入、防災士資格取得及び自主防災訓練を実施。
目安：6月～12月



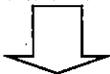
【補助対象事業の完了】

- ・資機材購入もしくは修繕の完了
- ・防災士資格の取得
- ・自主防災訓練終了
目安：7月～12月



【完了届出書作成・提出】

- ・自主防災組織活動等事業完了届(第4号様式)を作成して提出
※要綱第6条
目安：7月～2月上旬



【事業完了】

- ・善良な管理の実施 ※要綱第8条

資機材を購入する前に必ず申請書を提出してください。事後の申請は補助の対象外となります。

提出

※事業計画書等防災訓練の実施が分かる書類を添付

交付決定通知

県補助金の関係もあるため、3月末までに各自主防災組織の口座へ補助金を振り込めるよう、2月中までの提出にご協力ください！

提出

補助金交付

町民安全課

【受付・審査】

申請書の内容について審査をし、交付の適否を決定します。

- ・店舗発行の見積書(原本)
- ・資機材の分かる写真等の資料
- ・補助金額等の審査
- ・倉庫・収納庫の場合は配置図、承諾書の写し
- ・防災訓練の実施予定が分かるもの
- ・防災士資格取得関係書類の写し

自主防災組織活動等補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知します。 ※要綱第5条

受付・審査

- ・資機材購入又は修繕に係る領収書の写し
- ・購入(修繕)物品のわかる写真等の資料
- ・現地調査
- ・書類審査の実施
- ・防災士認証状等の写し
- ・金融機関名、口座番号、口座名義人の確認

令和7年度 自治会世帯数および補助限度額

No.	自治会名	世帯数 (R6.7 時点)	補助限度額 基本額100,000円+(世帯数×100円)
1	田端	408	140,000
2	一之宮東	743	174,000
3	一之宮西	880	188,000
4	一之宮北	1,022	202,000
5	一之宮ソフィア	444	144,000
6	中瀬	405	140,000
7	筒井	255	125,000
8	大曲	766	176,000
9	岡田東	620	162,000
10	岡田西	829	182,000
11	新町	211	121,000
12	越の山住宅	242	124,000
13	岡田もくせいハイツ	190	119,000
14	県営寒川もくせいハイツ第2	274	127,000
15	菅谷台	98	109,000
16	大蔵	302	130,000
17	小谷	1,040	204,000
18	新橋アパート	66	106,000
19	宮山南部	157	115,000
20	小動	369	136,000
21	宮山	1,627	262,000
22	倉見	1,824	282,000

防災資機材等購入費の1/2の額と、上記の金額を比較して、少ない方が補助金額となります。

【令和7年度】全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について

災害時の緊急情報の動作確認のため、下記日程において全国瞬時警報システム（Jアラート）の試験放送が防災行政用無線のスピーカーから放送されます。

実際の災害とお間違いのないようご注意ください。

また、移動系無線設備が設置されている集会所等におきましても同内容が放送されますので、こちらの通知を掲示いただくなど、集会所利用者への周知をお願いいたします。

記

【実施日時】

- (1) 令和7年 5月28日（水） 11時00分
- (2) 令和7年 8月20日（水） 11時00分
- (3) 令和7年 11月12日（水） 11時00分
- (4) 令和8年 2月 6日（金） 11時00分

【移動系無線設置箇所】

倉見地域集会所	宮山地域集会所	小動地域集会所
小谷地域集会所	大蔵地域集会所	菅谷台集会所
岡田もくせいハイツ集会所	越の山自治会館	新町会館
岡田地域集会所	一之宮地域集会所	中瀬地域集会所
筒井地域集会所	大曲地域集会所	田端地域集会所

以上

【事務担当】

町民部 町民安全課 災害対策担当
TEL：0467-74-1111 内線 463・464

令和7年4月18日

自治会長 各位

町民安全課長

防犯灯設置要望について

日頃より、町の防犯対策の推進につきまして、格別なご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も各自治会より「防犯灯の設置要望」をいただき、防犯上の不安な箇所をできるだけ解消していきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、防犯灯の設置要望がありましたら、7月31日（木）までに、要望書をいただきたくお願い申し上げます。

【事務担当】

町民部町民安全課 防犯・交通安全担当

電話 74-1111 内線 462

防犯灯新設の事務手順

		防 犯 灯
4月	18	■寒川町行政連絡会議
5月 6月		<p>■各自治会で要望の取りまとめ</p> <p>【お願い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、東電の電柱を利用して設置いたします。小柱対応は原則できません。 ・電柱が民地にある場合は、地権者の承諾をいただいでください。 ・関係する周辺住民のご理解も得るようお願いいたします。
7月	31	<p>■要望書の締切</p> <p>●<u>締切日以降のご要望につきましては、状況により来年度要望とさせていただきます。</u></p>
8月		<p>■要望箇所の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ※現地確認 ※前年度要望箇所の確認 ※設置箇所の優先順位の調整 <p>■設置箇所の決定</p> <p>■設 計</p>
9月		■契約依頼
10月		<p>■工事の発注</p> <ul style="list-style-type: none"> ※東電柱の添架申請
11月 12月		<p>■設置完了（予定）</p> <p style="text-align: right;"><u>※要望追加により遅れる場合もあります。</u></p>

○寒川町防犯灯設置管理要綱

昭和62年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全及び犯罪のない明るい町づくりを推進するため防犯灯の設置及び維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯灯」とは、夜間の通行に対する安全及び犯罪防止のため町長が設置する照明灯（町に移管を受けたものも含む。）で、道路照明灯（商店街街路灯を含む。）以外のものをいう。

2 この要綱において「電柱等」とは、東京電力株式会社が設置した電柱又は日本電信電話株式会社が設置した電信柱をいう。

(防犯灯の種類)

第3条 防犯灯の種類は、次のとおりとする。

- (1) 消費電力が10ワット以下のLEDであって、町長が指定するもの
- (2) その他町長が特に必要と認めるもの

(設置基準)

第4条 防犯灯の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる自治会の長（以下「自治会長」という。）からの要望により、設置が適当と認める箇所とする。
- (2) 夜間暗い道路で、町長が設置する必要があると認める箇所とする。
- (3) 防犯灯は、電柱等を利用して設置するものとする。ただし、町長が当該地域において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 防犯灯は、原則として、私道には設置しないものとする。ただし、私道が公道から公道に接続され、かつ、電柱等を利用して設置できる場合及び公共性の高い箇所に設置する場合は、この限りでない。
- (5) 防犯灯を設置しようとしている電柱等の土地所有者等の同意を必ず得ること。

(設置の申請手続)

第5条 自治会長は、防犯灯の設置が必要と認められる場合には、町長へ防犯灯設置要望書（別記様式。以下「要望書」という。）を提出しなければならない。

(設置の決定)

第6条 町長は、前条の要望書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるものについて、設置を決定する。

(維持管理)

第7条 前条の規定により設置された防犯灯の維持管理は、町長が行うものとする。

2 前項に規定する場合において、開発行為等により町に移管されたものについても同様とする。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和6年度要望等に基づく防犯灯設置状況

2025.3.14更新版

自治会名	要望数	設置状況		備考 (未設置の理由)
		設置	未設置	
田端自治会				
一之宮東自治会	1		1	原則民地に小柱は設置しないため
一之宮西自治会				
一之宮北自治会				
一之宮ソフィア自治会				
中瀬自治会				
筒井自治会				
大曲自治会	2	1	1	道路照明灯が近接のため
岡田東自治会				
岡田西自治会	1	1		
新町自治会	2	1	1	管理用通路のため
越の山住宅自治会				
岡田もくせいハイツ自治会				
県営寒川もくせいハイツ第二自治会				
菅谷台自治会				
大蔵自治会	1		1	行き止まりの場所のため
小谷自治会				
新橋アパート自治会				
宮山南部自治会				
小動自治会				
宮山自治会	1	1		
倉見自治会	3	2	1	既設防犯灯が近接のため
計	11	6	5	

町（町民安全課）	5
----------	---

令和6年度設置数	11灯
----------	-----

別記様式(第5条関係)

(宛先)寒川町長

要 望 者	自治会名	自治会	設置要望依頼年月日		
	代表者名	印	年	月	日

防 犯 灯 設 置 要 望 書

次の場所に防犯灯を設置していただきたくお願いいたします。

地 番	寒川町	明細地図ページ	
電 柱 No.			
電 信 柱 No.			
そ の 他			
要望順位	第	位	
電柱等の土地所有者等の同意	設置柱に防犯灯を設置することについて同意します。		
	住所	氏名	印
略 図			

※電柱及び電信柱は、柱に番号(No.)が表示されています。

【防犯協会からのお知らせ】

1. 令和7年度茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金について

- ・茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金納入依頼

※令和7年度茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金の納入は、
5月16日（金）の行政連絡会議前もしくは
5月30日（金）までに町民安全課まで、ご持参ください。

2. その他

- ・防犯かながわ（回覧）
※年1回（3月の発行予定）
- ・県民のまもり（回覧）
※年3回程度

令和7年4月18日

各自治会長 様

茅ヶ崎・寒川防犯協会会長

令和7年度茅ヶ崎・寒川防犯協会分担金の納入について

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当協会の事業運営につきまして、格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の協会分担金の事務を次のとおり行いますので、分担金の納入につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 納入額 30円×各自治会世帯数
2. 納入先 茅ヶ崎・寒川防犯協会（茅ヶ崎警察署生活安全課内）
※受け取りは、町民安全課が行います。
3. 集金日 5月16日（金）の行政連絡会議の開始前に集金します。
4. 納入期限 5月30日（金）まで

【分担金納入事務担当】

町民部町民安全課 防犯・交通安全担当

電話74-1111 内線（462）

令和7年 4月18日

自治会長 各位

町民安全課長

寒川町交通指導員の推薦について（依頼）

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より町の交通安全対策の推進につきまして、格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

交通指導員につきましては、過日、自治会長の皆様より推薦いただいたところですが、定員に達しておりません。

つきましては、引き続き別紙推薦書により、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

事務担当は、町民部町民安全課防犯・交通安全担当

TEL：74-1111 内線462

寒川町交通指導員人員表

No.	地区名	地区定員	学校区 (割り振り人数)	自治会名	現在人員	
						自治会別
1	田 端	2	南小学校 (2名)	田端		
2	一之宮	4	一之宮小学校 (4名)	一之宮東	2	
3				一之宮西		
4				一之宮北		1
5				一之宮ソフィア		1
6	中 瀬	2	南小学校 (2名)	中瀬	1	1
7				筒井		
8	大 曲	1	南小学校 (1名)	大曲	1	1
9	岡 田	4	一之宮小学校 (1名) 寒川小学校 (2名) 小谷小学校 (1名)	岡田東	4	1
10				岡田西		1
11				新町		2
12				越の山住宅		
13				岡田もくせいハイツ		
14				県営寒川 もくせいハイツ第二		
15			菅谷台			
16	大 蔵	1	小谷小学校 (1名)	大蔵		
17	小 谷	2	小谷小学校 (2名)	小谷	1	1
18	小 動	1	小谷小学校 (1名)	小動		
19	宮 山	4	旭小学校 (1名) 寒川小学校 (3名)	新橋アパート	1	
20				宮山南部		
21				宮山		1
22	倉 見	4	旭小学校 (4名)	倉見	3	3
合 計		25	—	—	13	13

※各小学校区で5名ずつの配置としています。

2025.4.1

赤十字会員増強運動 資料一覧表

No.	資料名	用途
1	協賛委員の任務と委嘱状	別添
2	依頼文	別添
3	赤十字会員増強運動実績額	別添
4	受領証（原本）	
5	回覧用チラシ	自治会で回覧
6	集金者の方へお願い （裏面、受領証の書き方）	自治会で回覧
7	会費内訳書	自治会で回覧、集計時に使用
8	①パンフレット 「わたしたちの神奈川だから。」	①自治会で回覧
	②協力会員門標	②自治会で回覧、新規会員の方に配布
9	口座振込依頼書	協力事務費の受領を口座振込で希望 する場合に提出
10	ポスター	集会所など人が多く集まる所へ掲示

令和7年度 美化運動等日程一覧

町では美化意識の向上を図るため、さむかわまちぐるみ美化運動（年2回）を実施しています。（相模川美化キャンペーンは6月のまちぐるみ美化運動に統合）
町民と町が協力し合って協働のまちづくりをすすめるため、町内全体で取り組む美化運動に参加し、みなさんの力で寒川町を誇りに思えるきれいな町にしましょう。

No	事業名	実施日	予備日	実施主体	趣旨	周知
1	第52回さむかわ まちぐるみ美化運動	6月22日（日） 午前8時より	6月29日（日） 午前8時より	寒川町	町民の美化意識の向上や地域の環境美化を推進するため、町内一斉清掃を年2回実施します。 例年5月末に実施していた相模川美化キャンペーンは実施しませんが、6月のさむかわまちぐるみ美化運動の一環として主に川とのふれあい公園の利用者を中心に相模川河川敷の清掃活動を実施します。	広報6月号と 一緒に配布する 全戸配布チ ラシ
		延期・中止の場合のみ、午前7時30分 に防災行政用無線で放送				
2	第53回さむかわ まちぐるみ美化運動	11月2日（日） 午前8時より	11月9日（日） 午前8時より	寒川町	町民の美化意識の向上や地域の環境美化を推進するため、町内一斉清掃を年2回実施します。 例年5月末に実施していた相模川美化キャンペーンは実施しませんが、6月のさむかわまちぐるみ美化運動の一環として主に川とのふれあい公園の利用者を中心に相模川河川敷の清掃活動を実施します。	広報11月号 と一緒に配布 する全戸配布 チラシ
		延期・中止の場合のみ、午前7時30分 に防災行政用無線で放送				
	環境美化活動	年間を通して随時		町内に在住、在勤、在学する団体又は個人	町内で環境美化を推進する自主的な活動を行う地域団体等にごみ袋の配布、ごみ収集等を助成しています。	

※ 開催日前日の防災行政用無線は放送いたしません。町メール配信・町LINEにて開催通知を配信しますので、ぜひご登録をお願いいたします。

※ まちぐるみ美化運動は広報さむかわと一緒に配布する全戸配布チラシでお知らせしますので、回覧はありません。

町メール配信登録方法

- ・ samukawa@emp.ikkr.jp へ空メールを送る又は、下記二次元コードを読み取りメールソフトを起動し、空メールを送る
- ・ 返信メールに記載のURLをクリックして、本登録してください。
- ・ 登録時に、「町からのお知らせ」にチェックしてください。
- ・ 返信メールが届かない場合は、ドメイン「ikkr.jp」を受信できるように設定してください。各携帯電話会社の設定方法は、町ホームページをご覧ください。



町LINE配信登録方法

- ・ 右記二次元コードより友だち登録又はLINEアプリの友達検索から @samukawatown を検索し、友だち登録をしてください。



第52回 まちぐるみ美化運動 ごみ袋配布数

見本

★ 変更箇所がありましたら、5月8日(木)までに担当にご連絡ください。

(22自治会配布します)

★ 令和7年6月22日(日)午前8時から午前9時まで(雨天の場合は6月29日(日)に延期)

環境課環境保全担当 電話 74-1111 内線432

FAX 74-1385

袋(大) → R6(第51回)と同数

袋(小) → R6(第51回)と同数

自治会名	町内会等	袋(大)	袋(小)
〇〇自治会 (各自治会別)	会長分	5	6
	〇〇町内会	10	8
	〇〇町内会	8	5
	〇〇町内会	20	15
	〇〇町内会	15	12
5		58	46

令和7年度(1回目) 第52回さむかわまちまちぐるみ美化運動 ゴミ袋配布数

No.	地区	自治会名	袋(大)	袋(小)	計	備考
1	南部	田端	82	70	152	
2		一之宮東	214	190	404	
3		一之宮西	859	174	1,033	
4		一之宮北	178	223	401	
5		一之宮ソフィア	90	87	177	
6		中瀬	69	86	155	
7		筒井	56	112	168	
8		大曲	125	159	284	
9	中部	岡田東	170	129	299	
10		岡田西	203	193	396	
11		新町	55	71	126	
12		越の山住宅	57	63	120	
13		岡田もくせいハイツ	80	80	160	
14		県営寒川もくせいハイツ第二	55	70	125	
15		菅谷台	50	50	100	
16		大蔵	40	40	80	
17		小谷	150	199	349	
18		新橋アパート	50	30	80	
19		宮山南部	39	47	86	
20	北部	小勤	86	92	178	
21		宮山	337	382	719	
22		倉見	345	433	778	
計			3,390	2,980	6,370	

13 自治会 ←講義室へ持込

★「差込」タブを「自治会順」の「昇順」にしないと、正しい枚数の表示にならない。

★ 環境美化活動の流れ ★

町がごみ袋を配布し、ごみの収集、運搬、処分費用を助成します。

ごみは可燃ごみと不燃ごみの2種類に分けてください。プラスチック製容器包装は可燃ごみでお願いします。また、木の枝などは長さ50 cm以下、直径10 cm以下でヒモでしばってください。

環境美化活動計画書の提出 (1週間前までに提出)

- ・町内在住、在勤、在学の方で構成された自治会等の団体が対象です。1名での活動も可能です。
- ・ごみ袋は計画書の提出時または希望日に窓口でお渡しします。



環境美化活動実施 (雨天延期・中止の場合は町へ連絡)

- ・河川、道路、公園等の公共の場所を清掃してください。
- ・町の指定収集袋をご使用いただく必要はありません。
- ・ごみは計画書に記載したごみ集積場所に置いてください。



ごみの収集、運搬 (時間の指定はできません)



環境美化活動実績報告書の提出 (必ず提出してください)

※ 環境美化活動計画書及び環境美化活動実績報告書は窓口にお越しいただくか、ホームページからダウンロードできます。

みなさんの手で、みなさんの町をきれいにしましょう!

○寒川町環境美化活動助成要綱

平成 11 年 4 月 1 日
改正 平成 15 年 7 月 1 日
平成 19 年 6 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例(平成 19 年寒川町条例第 8 号)第 3 条に基づく施策の一環として、町内において環境美化を推進する自主的な活動(以下「自主活動」という。)を行う地域団体等に対し助成することにより、もって町民の美化意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域団体等」とは、町内に在住、在勤又は在学する者で構成する団体とする。

(助成の対象)

第 3 条 助成の対象とする自主活動は、河川、道路、公園等の公共の場所又はこれに準ずる場所で行うものとする。

(助成の内容)

第 4 条 前条の自主活動を行う地域団体等に対する助成は、次のとおりとする。

- (1) 自主活動に用いるごみ収集袋の配布
- (2) 自主活動により集積されたごみの収集、運搬、処分に係る費用の助成
- (3) その他町長が必要と認めたもの

(計画書の提出)

第 5 条 自主活動を行おうとする地域団体等は、環境美化活動計画書(第 1 号様式)に必要な事項を記入し町長に提出するものとする。

(助成の決定)

第 6 条 町長は、環境美化活動計画書(第 1 号様式)が適正であると認めた場合は、特別な場合を除き、速やかに助成するものとする。

(報告書の提出)

第 7 条 自主活動を実施した者は、終了後速やかに環境美化活動実績報告書(第 2 号様式)を町長へ提出するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 美化総ぐるみ運動実施要綱(昭和 53 年 4 月 1 日施行)
 - (2) 美化推進運動計画要綱(昭和 55 年 1 月 1 日施行)
 - (3) 美化総ぐるみ運動交付金交付要綱(昭和 56 年 4 月 1 日施行)

附 則(平成 15 年 7 月 1 日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 30 日)

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

まちぐるみ美化運動が変わります！



第52回 さむかわまちぐるみ美化運動



令和7年4月からの資源物置場の廃止、ごみ・資源物の収集方法の変更に
伴い、まちぐるみ美化運動のごみ・資源物の収集方法も変更となりました。

日 時

令和7年6月22日(日) 午前8時から9時まで(小雨決行)

天候等により延期の場合は、6月29日(日)

その他、延期又は中止の場合のお知らせについては裏面をご覧ください。

※回収開始は午前9時からとなります。

実施場所

寒川町内全域、ご自宅(事業所)周辺の道路、公共の場所等

実施内容

草むしりやごみ拾い等を行い、景観の保全にご協力ください。

収集場所

~~資源物置場~~ → ごみ集積所に、次のとおり分別してお出してください。

分別 (可燃粗大ごみの区分がなくなり、剪定枝に変わりました)

次の7種類に分別し、袋をしばってごみ集積所にまとめて置いてください。美化運動に限ってプラスチック製容器包装は可燃ごみ扱いとしてください。

- 可燃ごみ(草、プラスチック製容器包装含む)
- 剪定枝(木の枝などは長さ50cm以下、直径10cm以下でヒモでしばる)
- 分 — 不燃ごみ(ガラス含む)
- 別 — 資源物(びん)
- 資源物(かん)
- 資源物(ペットボトル)
- 資源物(金属類)



ごみ袋

- ・分別を行い、透明・半透明の袋に入れてください。
- ・70Lとお子様でも参加できるように小さめの袋(30L)の2種類のごみ袋を自治会へ配布しますので、そちらを利用することもできます。

注意事項

- ・家庭ごみ等はおさないでください。
- ・危険箇所は清掃を行わないでください。
- ・泥は収集・処理できないためおさないでください。道路側溝の清掃は道路課へ下水路の清掃は下水道課へご相談ください。
- ・不法投棄された冷蔵庫等大型ごみは収集せずに、その場所を環境課までご連絡ください。
- ・午後4時以降、ごみ集積所にごみ等が残っていたら環境課までご連絡ください。

延期又は中止の判断

- ☆ 天候不良の場合
- ☆ その他、町がイベント等の実施を困難と判断した場合



実施、延期又は中止等のお知らせ方法

		ホームページ	LINE・メール配信	防災行政用無線
当日	実施	-	-	-
	延期又は中止	○7時00分	○7時00分	○7時30分
前々日	事前のお知らせ	-	○12時00分	-

※当日のお知らせは、延期又は中止の場合のみ行います

○町LINE、町メール配信にてお知らせいたしますので、登録をお願いいたします。他にも、町から様々な情報を発信しています。

町メール配信登録方法

- ・ t-samukawa@sg-p.jp へ空メールを送る又は、右記二次元コードを読み取りメールソフトを起動し、空メールを送る
- ・ 返信メールに記載のURLをクリックして、本登録してください。
- ・ 登録時に、「町からのお知らせ」にチェックしてください。
- ・ 返信メールが届かない場合は、「@town.samukawa.kanagawa.jp」ドメイン又は、「mail-info@town.samukawa.kanagawa.jp」アドレスを受信できるように設定してください。各携帯電話会社の設定方法は、町ホームページをご覧ください。

スマートフォン・PC



フィーチャーフォン



町LINE配信登録方法

- ・ 右記二次元コードより友だち登録又は、LINEアプリの友達検索から @samukawatown を検索し、友達登録をしてください。

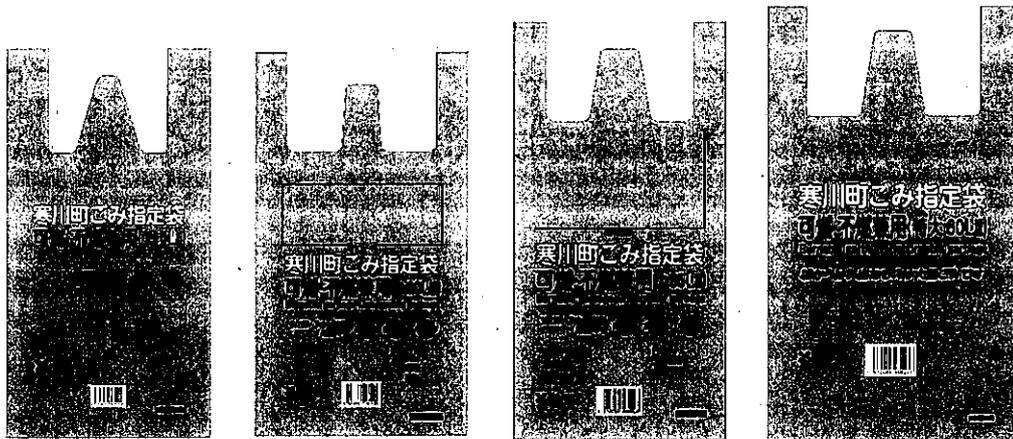


【お問合せ先】 寒川町役場 環境経済部 環境課 環境保全担当
TEL 0467-74-1111 内線 432・435 FAX 0467-74-1385
寒川町ホームページ URL <https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

ごみと資源物の出し方にご注意ください

令和7年4月1日からごみと資源物の出し方が変更になりました。次の点はお問い合わせの多い事項ですので、特に注意してください。

- 「不燃ごみ」は、新しく導入された「ごみ指定袋（可燃・不燃兼用）」を使用して、ごみ集積所に出してください。
 (※これまでの旧「可燃ごみ指定袋」では出せません)



■ごみ袋とごみの出し方一覧表

	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製 容器包装	びん、かん、 ペットボトル、 廃食用油、金属類、 刃/レかん、衣類布類
新しいごみ指定袋 (可燃・不燃兼用)	○	○	×	×
旧ごみ指定袋 (可燃ごみ用)	△ (令和7年5月末まで※1)	×	×	○ (透明な袋として 流用可能)
プラスチック製 容器包装指定袋	×	×	○	×
中身の見える 透明な袋 (指定なし)	×	×	×	○ (葉、草のみは可)

※1 旧ごみ指定袋(可燃ごみ用)は、可燃ごみの「葉、草のみ」を出す際の透明な袋としては、令和7年6月以降も流用可能です。

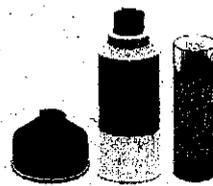
- これまでの旧「可燃ごみ指定袋」は、
5月末まで、「可燃ごみ」を出す際に使用できます。

(※旧「可燃ごみ指定袋」がお手元に余る場合は、
「びん」「かん」「ペットボトル」「廃食用油」「金属類」
「スプレーかん」、
「衣類布類」を出す際の、中身の見える
透明な袋としてご利用ください)

(※これまでの旧「可燃ごみ指定袋」では、「不燃ごみ」は出
せません。ご注意ください)

- 「スプレーかん」は、中身を完全に使い切ったあと、
誤噴射防止のため、キャップやノズルを付けたまま、
中身の見える透明な袋に入れて出してください。

(※穴あけは不要です。
穴があいていても回収します)



スプレーかん

新設

- 「段ボール」は、たたんでから、
ひもで十字にしばって、出してください。

(※「古紙」の日に段ボールは出せません)



「段ボール」とは…

下図のように3枚の紙を合わせたものです。
(※1枚の厚紙は、「古紙のざつ紙」になります)



▲「段ボール」は横から見ると、
3枚の紙を接着剤で貼り合わせています

道路課からのお知らせ

1. 道路反射鏡について

- ・道路反射鏡設置要望について 1部 … 1項
- ・道路反射鏡新設の事務手順 1部 … 2項
- ・道路反射鏡設置基準 1部 … 3項

① 道路反射鏡設置要望書 5部

令和7年4月18日

自治会長各位

道路課長

道路反射鏡設置要望について

日頃より、町の交通安全の推進につきまして、格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も各自治会より「道路反射鏡の設置要望」をいただき、交通安全上の危険な箇所をできるだけ解消していきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところを誠に恐縮ですが、道路反射鏡の設置要望書につきまして、令和7年7月31日(木)までにいただきたくお願い申し上げます。

事務担当は、都市建設部 道路課 管理担当

担当：黒木 TEL74-1111(内311)

道路反射鏡新設の事務手順

		道路反射鏡
4月	18日	■寒川町行政連絡会議
5月 6月		■各自治会で要望の取りまとめ 【お願い】 ・原則、民地への設置をお願いします。 ・民地設置の場合は、事前に地権者の承諾をいただい てください。 ・関係する周辺住民のご理解も得るようお願いします。
7月	31日	■要望書の締切 ●締切日以降のご要望につきましては、来年度要望とさせていただきます。
8月		■要望箇所の確認 ※現地確認 ※前年度要望箇所の確認 ※設置箇所の優先順位の調整
9月		■設置箇所の決定
10月		■設 計
11月		■契約依頼
12月		■工事の発注
3月		■設置完了(予定)

※設置の可否については、例年12月位に各自治会長様宛てに書面にて通知致します。

寒川町道路反射鏡設置基準

【設置趣旨】

- ・「交通安全」及び「交通事故防止」のために設置する。
※基本的には、車両から車両を確認するために設置するものです。

【種類】

1. 鏡は、角型（約50センチ×約65センチ）とし、鏡面は1面又は2面とする。
2. 柱は、直柱及び曲柱とする。
3. その他。

【設置場所】

1. 自治会長等からの要望により、設置が適当と認められる箇所。
2. 公道が交差する交差点等で、設置する必要があると認められる箇所。
3. 原則として、民地に設置する。この場合は、必ず土地所有者の同意を得る。
4. 原則として、私道の出入口及び公道が抜けていない袋小路の出入口には設置しない。**※専用通路箇所にも設置しません。**
ただし、公共性の高い箇所については、この限りではない。
5. その他、交通安全上、特別の事情がある場合は、この限りでない。

【設置申請】

- ・道路反射鏡の設置が必要と認められる場合には、自治会長等が町長に対し道路反射鏡設置要望書を提出する。

【その他】

- ・設置要望書を提出する前に次の点にご留意ください。
 - ①民地に設置する場合は、地権者のご承諾をお願いいたします。
 - ②設置要望にあたっては、設置場所付近の住民のご理解を得てください。
※設置に伴い出入りに支障が出る場合がありますので、道路上での設置を要望される場合でも必ず周辺住民の了解を得た上で要望して下さい。
 - ③道路幅員や道路形状など諸事情により設置できない場所もあります。
 - ④要望書の提出をもって設置をお約束するものではありませんのでご了承下さい。

記載時の注意事項

※用紙に付きましては、以前の物とは一部内容が変わっていますので、今回お配りします最新の用紙で提出して下さい。

寒川町長 あて

※要望者は班長名等ではなく必ず自治会長名でお願いします。

要望者	組織名	自治会	設置要望依頼年月日		
	代表者名	印	令和	年	月 日

道路反射鏡設置要望書

次の場所に道路反射鏡を設置していただきたくお願いいたします。

地番	寒川町	明細地図ページ	
鏡	1面鏡	2面鏡	その他()
柱	直柱	曲柱	その他()
要望順位	第	位	※自治会として要望順位が無い場合は記載不要です。状況により要望順位通りにならない場合があります。
土地所有者の同意	私所有の上記土地に道路反射鏡を設置(無償占用)することについて同意します。		
	住所	氏名	印
略図			
※設置を要望する箇所の略図を記載して頂きますが、1番知りたい情報は、どちらからくる車がどの方向の車を確認したいかになります。その内容が分かるように、矢印等を用いて記載して下さい。			
			整理No.

※設置場所が民地の場合は、必ず設置の同意を得てください。

アンケート調査のお願い

寒川町では令和3年4月に改定をした「寒川町都市マスタープラン」の進捗管理等として「進捗管理等報告書」の作成を検討しています。

今後のまちづくりなどの検討は、

町民の皆さまと一緒にまちの未来を考える必要があります。

皆さまのまちづくり参加の第一歩として、また、広く皆さまのご意見を把握させていただくため、アンケート調査のご協力をお願いします。

本調査の概要

回答特典有
(さむかわPayポイント)

主な内容

- (1) 「目指す暮らしぶり」と町のすがたに関する満足度
- (2) 「都市づくりの基本方針」に関する事項の満足度
- (3) 「まちづくりへの参加」に関する満足度及び今後の意向

回答方法

WEBよりご回答をお願いします。

右の二次元コードまたは下記URLよりアクセスいただけます。

「https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/143219-u/offer/offerList_detail?tempSeq=94172」

※本調査は基本的にWEBによる回答を想定していますが、

郵送による回答をご希望の方はメール等にてご連絡をお願いいたします。



回答期限

令和7年**5月16日**(金)まで

お問合せ先

寒川町 都市建設部 都市計画課 都市計画・開発指導担当
〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地 / 0467-74-1111 (内線324)
toshikei2@town.samukawa.kanagawa.jp

令和7年度 寒川町行政連絡会議・自治会長連絡協議会 日程表

※令和7年3月末時点の予定です。

開催日		行政連絡会議・自治連定例会		自治連役員会	
		開始時間	場所	開始時間	場所
4月	4月11日(金) ※新任会長説明会	13時30分～	別館3階 議会第1会議室	—	—
	4月18日(金)	12時30分～	町民センター 3階講義室	左記会議終了後	町民センター 3階小学習室
5月	5月16日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
6月	6月20日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
7月	7月18日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
8月	8月15日(金)	13時30分～	町民センター 1階展示室	12時00分～	町民センター 1階展示室
9月	9月19日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
10月	10月17日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
11月	11月21日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
12月	12月19日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
1月	1月16日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
2月	2月20日(金)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室
3月	3月19日(木)	13時30分～	町民センター 3階講義室	12時00分～	町民センター 3階小学習室

令和7年度の自治会に関する提出物等のお知らせ（予定）

●令和7年3月末時点で把握したものととなりますので、参考にしてください。

●個々の正式な依頼や提出期日等は、行政連絡会議や自治会長連絡協議会等でお知らせします。

日付及び提出期限	種類	内容	対象者	町担当	備考
令和7年4月18日（金）	提出物	令和7年度各自治会役員名簿	各自治会	町民協働課 協働推進担当	各自治会 任意様式
	提出物	各地域集会所（指定管理者） ①令和6年度事業報告・決算書等 ②令和7年度事業計画・予算書等	各地域集会所 運営委員会 （12地域集会所）	町民協働課 協働推進担当	
令和7年5月9日（金）	提出物	地区集会所運営費交付金 ①令和6年度実績報告書・使用状況報告 ②令和7年度交付申請書	各地区集会所 管理代表者 （22地区集会所）	町民協働課 協働推進担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照
令和7年5月16日（金）	提出物	自治会活動交付金 ・令和6年度実績報告書	各自治会	町民協働課 協働推進担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照
	集金	令和7年度寒川町自治会長連絡協議会 ・会費の支払い	各自治会	寒川町 自治会長連絡協議会	5月会議時に 自治連会計が 集金予定
	集金	令和7年度茅ヶ崎・寒川防犯協会 ・分担金の支払い	各自治会	町民安全課 防災・交通安全担当	
	提出物	令和7年度自主防災組織 ・結成（変更）届出書	各自治会	町民安全課 災害対策担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照
令和7年6月20日（金）	募金	令和7年度赤十字社員増強運動における 社資の募集（募金依頼）	各自治会	日本赤十字社神奈川県 支部 （寒川町分事務局）	4月会議時に 担当より依頼予定
令和7年7月18日（金）	提出物	①令和7年度自治会活動交付金申請書 ②令和7年度自治会加入世帯数申告書 （令和7年7月1日時点世帯数）	各自治会	町民協働課 協働推進担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照
令和7年7月31日（木）	要望書	防犯灯設置要望書提出期日	各自治会	町民安全課 防犯・交通安全担当	4月会議時に 担当より依頼予定 各自治会で 取りまとめて 提出
	要望書	道路反射鏡設置要望提出期日	各自治会	道路課 管理担当	
令和7年8月1日（金）	集金	令和7年度寒川町社会福祉協議会 ・一般会費取りまとめ	各自治会	寒川町社会福祉協議会 福祉課総務担当 （74-7621）	4月会議時に 担当より依頼予定
令和7年8月初旬ごろまで	提出物	寒川町表彰「一般表彰」候補者の推薦	各自治会	町民協働課 協働推進担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照
令和7年9月19日（金）	提出物	各地域集会所（指定管理者） 指定管理施設の運営状況等 （4月～8月末）	各地域集会所 運営委員会 （12地域集会所）	町民協働課 協働推進担当	
令和7年12月5日（金）	募金	令和7年度共同募金 （赤い羽根・年末たすけあい募金） ・募金取りまとめ	各自治会	寒川町社会福祉協議会 福祉課総務担当 （74-7621）	
令和8年2月20日（金）	提出物	各地域集会所（指定管理者） 指定管理者施設の運営状況等 （9月～1月末）	各地域集会所 運営委員会 （12地域集会所）	町民協働課 協働推進担当	
購入予定があれば申請	提出物	・自主防災組織活動等補助金申請書 ・自主防災組織活動等補助金実績報告書	各自治会	町民安全課 災害対策担当	様式・記載例は 自治会運営 マニュアル参照

令和7年度に自治会長等へ参加を依頼する行事等予定表

★令和7年4月1日時点

	日付	時間	内容	対象者・人数	担当
1	5月19日（月）	9:30～ 12:00	子どもの安心・安全を見守る推進委員会	自治会長連絡協議会会長	学校教育課教育研究室 （内線562）
2	5月22日（木）	10:00～ 12:00予定	寒川町赤十字奉仕団総会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 （内線142）
3	5月23日（金）	13:00～ 14:00	寒川町シニアクラブ連合会総会	自治会長連絡協議会会長	高齢介護課高齢福祉担当 （内線131）
4	5月26日（月）	10:00～ 12:00予定	寒川町遺族会総会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 （内線142）
5	6月22日（日） 予備日：6月29日（日）	8:00～ 9:00	第52回まちぐるみ美化運動	各自治会（自由参加）	環境課環境保全担当 （内線435）
6	未定	未定	まちづくり懇談会	各自治会 規定なく自由参加	町民協働課協働推進担当 （内線722）
7	7月9日（水）	14:00～	相模川整備促進協議会委員会	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 （内線321）
8	6月～7月の土曜日	9:00～ 12:00予定	防災リーダー研修会	各自治会の防災担当者 （各自治会2名程度）	町民安全課災害対策担当 （内線464）
9	7月～10月	9:00～ 12:00	避難所開設訓練（2か所）	訓練実施会場の対象自治会	町民安全課災害対策担当 （内線464）
10	7月10日（木）	14:00～ 16:30	青少年問題協議会	自治会長連絡協議会会長	生涯学習課青少年教育担当 （内線533）
11	9月26日（金）	10:00～ 12:00予定	寒川町秋季慰霊祭	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 （内線142）
12	11月3日（月）	10:00～ 11:00	第61回寒川町表彰式	全自治会長	総務課秘書担当 （内線270）

	日付	時間	内容	対象者・人数	担当
13	11月2日（日） 予備日：11月9日（日）	8:00～ 9:00	第53回まちぐるみ美化運動	各自治会（自由参加）	環境課環境保全担当 （内線435）
14	11月10日（月）	15:00頃～	相模川整備促進協議会要望活動	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 （内線321）
15	11月30日（日）	10:00～ 14:00	安全・安心フェア （交通安全・防犯功労者等表彰式）	各自治会 （各自治会1～4名を希望）	町民安全課防犯・交通安全担当 （内線461）
16	12月初旬頃	未定	福祉大会	各自治会	寒川町社会福祉協議会 （内線630）
17	12月上旬	未定	明るい選挙推進大会	全自治会長等	選挙管理委員会事務局 （内線215）
18	1月4日（日）	11:00～ 12:00	町賀詞交歓会	全自治会長	総務課秘書担当 （内線270）
19	1月11日（日）	11:00～ 12:30	消防出初式	全自治会（自由参加）	町民安全課消防担当 （内線465）
20	1月12日（月） （成人の日）	13:00～ 13:50	寒川町成人式	自治会長連絡協議会会長	生涯学習課青少年教育担当 （内線533）
21	1月14日（水）	18:00～ 20:00予定	寒川町民生委員児童委員協議会賀詞 交歓会	自治会長連絡協議会会長	福祉課総務担当 （内線142）
22	未定	9:00～ 12:00	防災講演会	各自治会	町民安全課災害対策担当 （内線464）
23	3月2週頃予定	9:30頃～	寒川町立中学校卒業式	対象自治会長	学校教育課学事指導担当 （内線524）
24	3月3週頃予定	10:00頃～	寒川町立小学校卒業式	対象自治会長	学校教育課学事指導担当 （内線524）
25	未定	未定	相模川整備促進協議会視察研修会	田端・一之宮西自治会長	都市計画課都市計画・開発指導担当 （内線321）

※コロナウイルス感染状況により、来賓をお断りする場合がございます。

※町から自治会長の勤務先あて、次のとおり自治会活動等への協力依頼文書を提出します。必要な場合は町民協働課までご連絡ください。

寒 協 第 号
令和 7 年〇〇月〇〇日

様

寒川町長 木村俊雄

令和 7 年度行政連絡会議・自治会活動への協力依頼について

新緑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また町行政には特段のご理解、ご援助を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当町では、行政と住民との相互の連絡事務を行う行政連絡会議を開催しております。

つきましては貴社に勤務されております〇〇 〇〇様が、令和 7 年度の自治会長に就任されたため、下記の日程で会議に出席をお願いしております。

また、自治会長として、町の事業に参加をお願いすることもございますので、何卒ご理解とご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

行政連絡会議・自治会長連絡協議会日程

5月16日 (金)	6月20日 (金)	7月18日 (金)	8月15日 (金)	9月19日 (金)	10月17日 (金)
11月21日 (金)	12月19日 (金)	1月16日 (金)	2月20日 (金)	3月19日 (木)	

事務担当は、町民部町民協働課協働推進担当
0 4 6 7 (7 4) 1 1 1 1 7 2 2

令和7年4月18日

自治会長 各位

寒川町町民協働課長

令和6年度寒川町自治会活動交付金実績報告書の提出について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より町行政につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、寒川町補助金の交付等に関する規則に定めるところにより提出していただく必要がありますので、実績報告書等を5月16日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。

【提出書類】

- 1 寒川町自治会活動交付金実績報告書（記載例参照）
 - 2 事業成果説明書（第6号様式）
 - 3 収支精算書（第7号様式）
 - 4 情報発信事業作製物
- ※ 2及び3について、それぞれ別に書類がある場合はご提出ください。

【参 考】

各自治会の令和6年度町交付金額

各自治会の収支精算書収入欄に記載する、令和6年度町交付金額は資料2枚目の「令和6年度自治会活動交付金交付額等一覧表」のとおりです。

〔事務担当は、町民協働課 協働推進担当
電話 74-1111（代表）内線 722〕

令和6年度自治会活動交付金 交付額等一覧表

※加入世帯数は令和6年7月1日現在

※交付額根拠（寒川町自治会活動交付金交付要綱第3条及び別表第2）

行政協力事業費	120,000円	行政依頼事項、各種委員推薦、各種行事参加・PR
	@200×世帯数	地域美化活動協力、各種募金等取りまとめ、各種名簿等提出
防災活動事業費	@30×世帯数	防災訓練などの防災活動
災害時等救助活動事業	その都度協議	災害時等における救助活動時の自治会の補助
自治会情報発信事業	30,000円	自治会活動の周知、魅力等の情報発信

No.	地区	自治会名	申請日	交付決定日	指令番号	加入世帯数	交付額(総額)	交付額内訳			
								均等割	世帯割		情報発信事業
									@120,000	@200x世帯数	
1	南部	田端	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	408	243,840	120,000	81,600	12,240	30,000
2		一之宮東	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	743	320,890	120,000	148,600	22,290	30,000
3		一之宮西	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	880	352,400	120,000	176,000	26,400	30,000
4		一之宮北	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	1,022	385,060	120,000	204,400	30,660	30,000
5		一之宮ソフィア	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	444	252,120	120,000	88,800	13,320	30,000
6		中瀬	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	405	243,150	120,000	81,000	12,150	30,000
7		筒井	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	255	208,650	120,000	51,000	7,650	30,000
8		大曲	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	766	326,180	120,000	153,200	22,980	30,000
9	中部	岡田東	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	620	292,600	120,000	124,000	18,600	30,000
10		岡田西	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	829	340,670	120,000	165,800	24,870	30,000
11		新町	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	211	198,530	120,000	42,200	6,330	30,000
12		越の山住宅	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	242	205,660	120,000	48,400	7,260	30,000
13		岡田もくせい ハイツ	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	190	193,700	120,000	38,000	5,700	30,000
14		県営寒川もくせい ハイツ第二	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	274	213,020	120,000	54,800	8,220	30,000
15		菅谷台	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	98	172,540	120,000	19,600	2,940	30,000
16		大蔵	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	302	219,460	120,000	60,400	9,060	30,000
17		小谷	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	1,040	389,200	120,000	208,000	31,200	30,000
18		新橋アパート	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	66	165,180	120,000	13,200	1,980	30,000
19		宮山南部	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	157	186,110	120,000	31,400	4,710	30,000
20	北部	小動	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	369	234,870	120,000	73,800	11,070	30,000
21		宮山	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	1,627	524,210	120,000	325,400	48,810	30,000
22		倉見	令和6年7月19日	令和6年8月15日	6	1,824	569,520	120,000	364,800	54,720	30,000
合計		合計				12,772	6,237,560	2,640,000	2,554,400	383,160	660,000

令和〇〇年〇月〇〇日

(あて先) 寒川町長

住 所 寒川町〇〇△△△△番地
団 体 名 〇 〇 自 治 会
代 表 者 名 会 長 〇 〇 〇 〇

令和6年度自治会活動交付金実績報告書

「町」になっていないか、もう一度ご確認ください。

令和6年8月15日寒川町指令協第6号をもって交付金決定のあった令和6年度自治会活動交付金について、その実績を別紙のとおり報告いたします。

令和7年 月 日

寒川町長 様

住 所 寒川町
団 体 名
代表者名 会長

令和6年度自治会活動交付金実績報告書

令和6年8月15日寒川町指令協第6号をもって交付金決定のあった令和6年度自治会活動交付金について、その実績を別紙のとおり報告いたします。

(第6号様式)

事業成果説明書

補助事業等又は補助金等の名称	自治会活動交付金
補助事業等の実施内容	
補助事業等の成果	
補助事業等の実施期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
事業費	円

事業費の内訳

費目	数量	単価	金額	備考
収支決算書のとおり				

(第7号様式)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	内 訳
自治会費			
町交付金			寒川町自治会活動交付金
前年度繰越金			令和6年度繰越金
その他			
合 計			

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	比較	町交付金充当額	内 訳
会議費					
事務費					
事業費					
備品購入費					
消耗品費					
諸手当					
予備費					
合 計					

翌年度繰越金額

円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもってこれに代えることができる。

(第6号様式)

事業成果説明書

補助事業等又は補助金等の名称	自治会活動交付金
補助事業等の実施内容	1 自治会の各種事業を通じ、地域の連携を深め、住民の福祉増進に寄与 2 行政と住民との協働を基本に、行政情報の住民周知や活動を通じて町事業への参画を推進
補助事業等の成果	コロナ感染予防に努めながら、行政情報の地域内周知、地域環境の向上と治安の維持等の活動、地域内高齢者の実態調査を行った。
補助事業等の実施期間	令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
事業費	2,313,452円

収支精算書の支出合計金額⑧を転記。

事業費の内訳

費目	数量	単価	金額	備考
収支決算書のとおり				

(第7号様式)

収 支 精 算 書

収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	内 訳
自治会費	2,100,000円	1,950,000円	3,000円×650世帯
町交付金	334,000円	334,000円	寒川町自治会活動交付金
前年度繰越金	300,000円	300,000円	令和5年度繰越金
その他	10円	6円	預金利息
合 計	2,734,010円	㉠2,584,006円	

支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	比較	町交付金充当額	内 訳
会議費	200,000円	236,892円	36,892円		資料代、お茶代等
事務費	300,000円	284,560円	△15,440円	100,000円	コピー機リース料 他
事業費	1,200,000円	1,280,000円	80,000円	234,000円	夏祭り運営費 他
備品購入費	150,000円	134,000円	△16,000円		パソコン 100,000円 テーブル 34,000円
消耗品費	150,000円	178,000円	28,000円		コピー用紙、蛍光灯、 トイレ洗剤等購入費
諸手当	500,000円	200,000円	△300,000円		役職員報酬 会長他 200,000円
予備費	234,010円	0円	△234,010円		
合 計	2,734,010円	㉡2,313,452円	△420,558円	334,000円	

翌年度繰越金額 (㉠-㉡) 270,554円

この様式に準ずる当該団体の決算書をもってこれに代えることができる。

事務連絡
令和7年4月18日

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇 様

町民協働課長

令和7年度寒川町地域担当職員配置について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃町政への特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会定例会開催時における地域担当職員の派遣に伴い、各自治会における令和7年度の地域担当職員配置表が確定いたしましたので、お知らせいたします。

○定例会通常開催日時：第4日曜日 午前10時から

○定例会通常開催日時：〇〇地域集会所

【令和7年度地域担当職員】

所属名	職名	氏名	内線等
教育委員会	教育次長	〇〇 〇〇	〇〇〇
環境経済部 産業振興課	課長	〇〇 〇〇	〇〇〇
環境経済部 環境課	副主幹	〇〇 〇〇	〇〇〇
学び育成部 子育て支援課	副主幹	〇〇 〇〇	〇〇〇

◎

○

※◎は地区責任者、○は連絡担当

事務担当は、町民部町民協働課協働推進担当
0467(74)1111 内線722

○寒川町地域担当職員制度実施要綱

平成25年7月1日
改正
平成28年4月1日
令和2年3月30日
令和3年3月3日
令和3年11月9日
令和5年3月27日

寒川町地域担当職員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寒川町自治基本条例（平成18年条例第32号）に掲げる自治の基本理念に則り、町民と町が自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら連携して協働のまちづくりを進めるため地域担当職員を配置し、もって住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(地域担当職員)

第2条 町長は、職員（寒川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年寒川町条例第4号）別表第1の適用を受ける職員（定年前再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び学校に勤務する職員を除く。））のうちから、地域担当職員を任命し、次項に定める地区ごとに配置するものとする。この場合において、配置する職員は、別に定める。

2 地域担当職員として配置する地域の区分、各地域に属する自治会及び各地域に配置する地域担当職員の人数は、次の表のとおりとする。

地域区分	自治会名	配置人数
南部地区	田端 一之宮東 一之宮西 一之宮北 一之宮ソフィア 中瀬 筒井 大曲	16人以上
中部地区	岡田東 岡田西 新町 越の山住宅 岡田もくせいハイツ 県営寒川もくせいハイツ第二 菅谷台 大蔵 小谷 新橋アパート 宮山南部	22人以上
北部地区	小動 宮山 倉見	6人以上

3 地域担当職員として配置する地域の配置期間は1年とする。ただし、再配置は妨げない。

(地域担当職員の職務)

第3条 地域担当職員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 担当地域の会議等に参加し、地域の実情、課題及び要望を把握すること。
- (2) 担当地域に必要な行政情報を提供すること。
- (3) 担当地域の活動に関する庁内関係部課との連絡調整を行うこと。
- (4) その他この制度の目的を達成するために必要な事項

2 地域担当職員は、住民等の個人的な要望又は苦情の処理その他地域担当職員の職務としてふさわしくない行為を行ってはならない。

(連絡会議の設置)

第4条 地域担当職員相互の調整を図るため、地域担当職員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、副町長及び地域担当職員のうち部長の職にある職員をもって構成する。
- 3 会議は、副町長が招集し、その議長となる。
- 4 副町長は、必要があると認めるときは、連絡会議の構成員以外の者を会議に参加させることができる。

(報告)

第5条 地域担当職員がその職務を行った場合は、地域担当職員活動報告書（別記様式）により町長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 地域担当職員に関する庶務は、町民部町民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の際、最初に任命する地域担当職員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該任命の日から平成26年3月31日までとする。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月9日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の寒川町地域担当職員制度実施要綱の規定を適用する。

別記様式(第5条関係)

地域担当職員活動報告書

令和 年 月 日

寒川町長様

地域担当職員名

参加した職員氏名	
担当自治会	
会議名等	
開催場所	
開催日時	
参加者数	
会議の内容及び 処理・対応等	

令和7年度寒川町地域担当職員配置表

No.	地区	自治会名		地区担当者	地区担当者	地区担当者
1	南部	田端	菊地 高志	大平 弓	遠藤 かおり	内藤 智之
2		一之宮東		亀井真由美	大鷲 靖幸	椎野 壮平
3		一之宮西		原 征大	山本 幸司	中瀬 靖子
4		一之宮北	宮崎 彰夫	鳥海 忠相	三留 美紀	藤井 卓哉
5		一之宮ソフィア		杉崎 圭太	長瀬 佳奈	佐藤 仁
6		中瀬	三橋 義明	西島 雄一	小林 将貴	渡邊 幸恵
7		筒井		大八木清勝	栢沼 邦夫	山下 道治
8		大曲		濁川 英明	三橋 健一郎	丹内 健太
9	中部	岡田東	野崎 誠	岡野 恵子	三澤 忠広	安藤 望
10		岡田西		池田 壮	千野 あずさ	彦坂 直矢
11		新町	高橋 陽一	大山 孝司	中嶋 裕子	中島 雅彦
12		越の山住宅	原田 健一	吉田 了	渡邊 陽介	赤井 夏穂
13		岡田もくせい ハイツ		中澤 栄子	伊波 優子	石黒 忠
14		県営寒川もくせい ハイツ第二	畠山 学	徳江 理恵	西ヶ谷 浩	大野 浩平
15		菅谷台		野呂 三佐子	工藤 宏	吉野 宏明
16		大蔵	青木 裕昭	伊藤 正治	瀬戸 美和	高橋 朋子
17		小谷		吉田 慎也	一島 規子	井上 貴律
18		新橋アパート	大川 修	佐野 修	秋庭 浩子	遠藤 孝
19	宮山南部	飯尾 和義		新藤 香織	辻井 一樹	
20	北部	小動	小林 正直	村瀬 良喜	高木 暢	野地 久雄
21		宮山		勝又 あおい	水越 豊	守屋 利明
22		倉見	皆川 建司	関根 利和	山口 明子	袴田 智子

※色付きの氏名欄は、前年から変更があります。

※太字氏名は、令和7年度より新しく地域担当職員となった方です。

令和7年度 寒川町地域担当職員名簿（自治会順）

地区	担当自治会名	所属名	職名	氏名	内線等
南部	地区責任者	町民部	部長	菊地 高志	(701)
	田端	会計課	課長	大平 弓	(111)
		都市建設部 下水道課 管理担当	副主幹	遠藤かおり	(337)
		総務部 総務課 行政管理担当	副主幹	内藤 智之	(211)
	一之宮東	議会事務局	次長	亀井真由美	(340)
		都市建設部 都市計画課 都市みどり担当	副主幹	大鷲 靖幸	(326)
		総務部 総務課 庁舎管理担当	副主幹	椎野 壮平	(213)
	一之宮西	環境経済部 産業振興課	課長	原 征大	(760)
		町長室 倉見拠点づくり担当	技幹	山本 幸司	(386)
		子ども育成部 子ども政策課 子ども政策担当	副主幹	中瀬 靖子	(196)
	地区責任者	子ども育成部	部長	宮崎 彰夫	(102)
	一之宮北	子ども育成部 子ども政策課	課長	鳥海 忠相	(195)
		町民部 町民窓口課 相談・人権担当	副主幹	三留 美紀	(473)
		総務部 税務収納課 資産税担当	副主幹	藤井 卓哉	(424)
	一之宮ソフィア	企画部 資産経営課	課長	杉崎 圭太	(250)
		議会事務局 総務担当	副主幹	長瀬 佳奈	(341)
		企画部 財政課 契約検査担当	副主幹	佐糠 仁	(263)
	地区責任者	総務部	部長	三橋 義明	(203)
	中瀬	都市建設部 下水道課	課長	西島 雄一	(330)
		都市建設部 都市整備課 市街地整備担当	副技幹	小林 将貴	(391)
		健康福祉部 健康づくり課 健康づくり担当	副技幹	渡邊 幸恵	(734)
	筒井	選挙管理委員会事務局	書記長	大八木清勝	(215)
		都市建設部 都市計画課	課長	栢沼 邦夫	(320)
		町長室 特命担当	副主幹	山下 道治	(282)
大曲	総務部 人事課	課長	濁川 英明	(220)	
	健康福祉部 高齢介護課	課長	三橋 健一郎	(130)	
	健康福祉部 福祉課 障がい福祉担当	副主幹	丹内 健太	(143)	
地区責任者	町長室	室長	野崎 誠	(280)	
岡田東	教育委員会 生涯学習課	課長	岡野 恵子	(530)	
	総務部 人事課 人事給与担当	副主幹	三澤 忠広	(222)	
	健康福祉部 高齢介護課 介護保険担当	副技幹	安藤 望	(131)	
岡田西	総務部 税務収納課	課長	池田 壮	(410)	
	教育委員会 教育政策課 教育政策担当	副主幹	千野あずさ	(511)	
	都市建設部 道路課 整備担当	副技幹	彦坂 直矢	(314)	
地区責任者	教育委員会	次長	高橋 陽一	(501)	
新町	環境経済部 環境課	課長	大山 孝司	(430)	
	教育委員会 寒川学校給食センター	所長	中嶋 裕子	(75-6706)	
	環境経済部 産業振興課 商工労政担当	副主幹	中島 雅彦	(764)	
地区責任者	環境経済部	部長	原田 健一	(702)	
越の山住宅	企画部 財政課	課長	吉田 了	(260)	
	企画部 企画政策課 企画マーケティング担当	副主幹	渡邊 陽介	(232)	
	環境経済部 環境課 寒川広域リサイクルセンター	副主幹	赤井 夏穂	(74-5619)	
岡田もくせいハイツ	健康福祉部 福祉課	課長	中澤 栄子	(140)	
	町民部 町民安全課 災害対策担当	副技幹	伊波 優子	(463)	
	健康福祉部 健康づくり課 健康づくり担当	副主幹	石黒 忠	(733)	
地区責任者	都市建設部	部長	畠山 学	(300)	
県営寒川もくせいハイツ第二	子ども育成部 保育幼稚園課	課長	徳江 理恵	(150)	
	教育委員会 学校教育課 学事指導担当	副主幹	西ヶ谷 浩	(523)	
	都市建設部 都市計画課 都市計画・開発指導担当	副技幹	大野 浩平	(321)	
菅谷台	子ども育成部 子育て支援課	課長	野呂三佐子	(160)	
	環境経済部 産業振興課	主幹	工藤 宏	(763)	
	健康福祉部 保険年金課 国保・高齢者医療担当	副主幹	吉野 宏明	(122)	
地区責任者	企画部	部長	青木 裕昭	(204)	
大蔵	総務部 総務課	課長	伊藤 正治	(210)	
	町民部 町民窓口課	課長	瀬戸 美和	(170)	
	子ども育成部 子育て支援課 子ども家庭担当	副主幹	高橋 朋子	(161)	
小谷	環境経済部 農政課	課長	吉田 慎也	(750)	
	健康福祉部 健康づくり課	課長	一島 規子	(730)	
	教育委員会 教育施設給食課 学校給食担当	副主幹	井上 貴律	(543)	
地区責任者	議会事務局		大川 修	(302)	
新橋アパート	企画部 広報戦略課	課長	佐野 修	(240)	
	健康福祉部 高齢介護課	主幹	秋庭 浩子	(135)	
	総務部 人事課 人事給与担当	副主幹	遠藤 孝	(222)	
宮山南部	都市建設部 都市整備課	課長	飯尾 和義	(390)	
	健康福祉部 福祉課	主幹	新藤 香織	(476)	
	企画部 広報戦略課 広報プロモーション担当	副主幹	辻井 一樹	(241)	
地区責任者	健康福祉部	部長	小林 正直	(101)	
小動	総務部 デジタル推進課	課長	村瀬 良喜	(552)	
	健康福祉部 保険年金課	課長	高木 暢	(120)	
	町民部 町民安全課 防犯・交通安全担当	副主幹	野地 久雄	(461)	
宮山	都市建設部 道路課	課長	勝又 あおい	(310)	
	町民部 スポーツ課	課長	水越 豊	(740)	
	企画部 企画政策課 企画マーケティング担当	副主幹	守屋 利明	(231)	
地区責任者	町長室	担当参事	皆川 建司	(380)	
倉見	企画部 企画政策課	課長	関根 利和	(230)	
	教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当	副主幹	山口 明子	(531)	
	会計課 会計担当	副主幹	袴田 智子	(113)	

中部

北部



庁舎ご案内



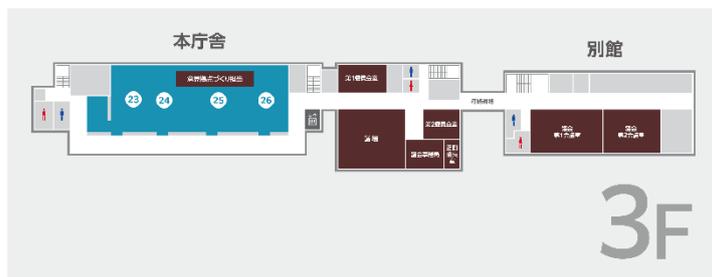
3F

本庁舎

- 議場
- 第2委員会室
- 23 道路課
- 倉見拠点づくり担当
- 正副議長室
- 議会事務局
- 24 都市計画課
- 26 下水道課
- 第1委員会室
- 25 都市整備課

別館

- 議会第1会議室
- 議会第2会議室



2F

本庁舎

- 町長室
- 秘書担当
- 8 選挙管理委員会事務局
- 11 企画政策課
- 14 財政課
- 災害対策本部室
- 監査委員事務局
- 副町長室
- 特命担当
- 9 総務課
- 12 広報戦略課
- 15 町民安全課
- 消防担当・消防団本部
- 町民相談室
- 応接室
- 10 人事課
- 13 資産経営課
- 職員労働組合事務所

別館

- 16 健康づくり課
- 19 農政課
- 21 産業振興課
- 17 スポーツ課
- 20 ツインシティ整備推進センター
- 22 町民協働課
- 18 農業委員会事務局

分庁舎

- 1 生涯学習課
- 4 教育政策課
- 2 教育施設給食課
- 教育長室
- 3 学校教育課

東分庁舎

- 第1会議室
- 第2会議室
- 第3会議室



1F

本庁舎

- 1 町民窓口課
- 4 福祉課
- 6 保育幼稚園課
- 会計課
- 2 保険年金課
- 5 子ども政策課
- 7 子育て支援課
- おくやみコーナー
- 3 高齢介護課
- 授乳室
- 警備員室(日直室)

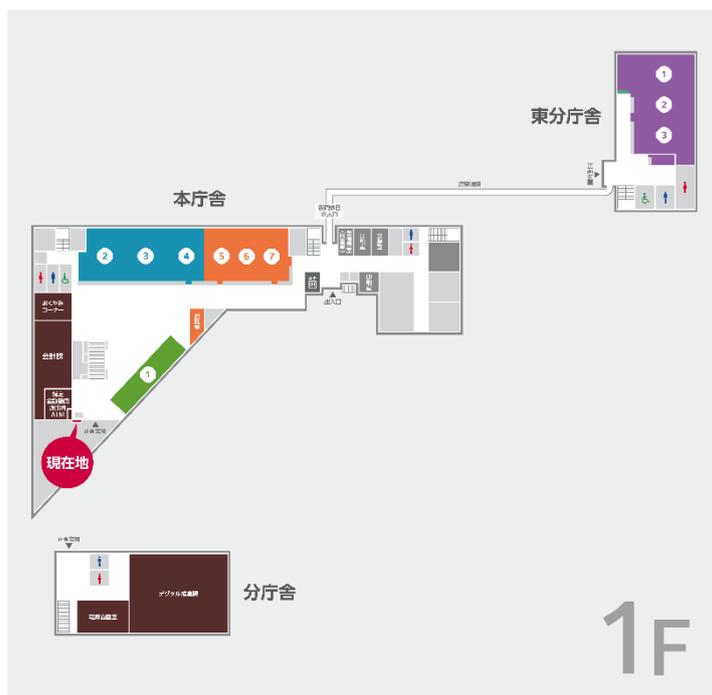
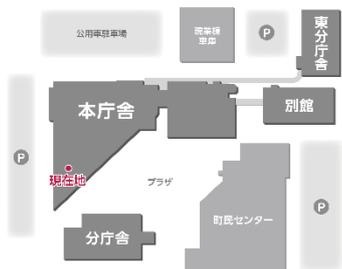
分庁舎

- 電算会議室
- デジタル推進課

東分庁舎

- 1 環境課
- 2 福祉課(給付金窓口)
- 3 税務収納課

役場全体図



地域担当職員制度に関する自治会長へのお願い

地域担当職員は、各自治会の実情を把握するために各自治会定例会に派遣をさせていただいております。

【目的】 各自治会の実情把握

【内容】 各自治会の定例会のみに出席し、情報を共有させていただきます。

1. 地域担当職員の発言のタイミングについて

年度初めての役員会の場合、自治会の役員も地域担当職員も変わっている場合があると思いますので、会議の冒頭で担当職員の紹介をしていただくようお願いいたします。

また、会議終了前に担当職員に「何か町からの情報提供がありますか」と振っていただくようお願いいたします。

2. 課題や要望等があった場合について

原則として、次回の会議までに回答することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○地域担当職員の職務について

1. 自治会で行われている定例会等に出席すること。
2. 定例会で地域の実情や地域の課題を把握すること。
3. 町情報を担当自治会に提供していくこと。
4. 要望等を庁内で調整の上、原則、次回の定例会等で報告すること。

以上行政と自治会のパイプ役として職務を遂行することとしています。

3. 地域担当職員が行うことができない事項について

- 1) 住民等からの個人的な要望又は苦情の処理
- 2) 地域の冠婚葬祭の手伝い。
- 3) 自治会の庶務等例えば総会資料の作成や印刷、会計の手伝等
- 4) 自治会主催イベント
- 5) 大掃除等自治会の事業への参加
- 6) 新年会や忘年会等の集まりの場

以上のような公務としてふさわしくない行為等は行うことが出来ませんので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。